

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成28年8月1日
香川県知事 浜田 恵造

1. 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	イオンタウン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1	
大規模小売店舗の名称及び所在地	イオンタウン宇多津 香川県綾歌郡宇多津町浜二番丁16番	
変更しようとする事項	1. 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 駐車場の位置及び収容台数 【変更前】	
	位置	収容台数
	別添「建物配置図兼店舗棟1階及び駐車場棟1階平面図【変更前】」上、駐車場①	397台
	別添「建物配置図兼店舗棟1階及び駐車場棟1階平面図【変更前】」上、駐車場②	99台
	別添「建物配置図兼店舗棟1階及び駐車場棟1階平面図【変更前】」上、駐車場③	78台
	別添「建物配置図兼店舗棟1階及び駐車場棟1階平面図【変更前】」上、駐車場④	171台
	別添「駐車場棟2階・4階平面図【変更前】」上、駐車場⑤	165台
	別添「店舗棟2階及び駐車場棟3階平面図【変更前】」上、駐車場⑥	166台
	別添「駐車場棟2階・4階平面図【変更前】」上、駐車場⑦	166台
	別添「店舗棟R階及び駐車場棟R階平面図【変更前】」上、駐車場⑧	86台
	計	1,328台
	【変更後】	
	位置	収容台数
	別添「建物配置図兼店舗棟1階及び駐車場棟1階平面図【変更後】」上、駐車場①	354台
	別添「建物配置図兼店舗棟1階及び駐車場棟1階平面図【変更後】」上、駐車場②	99台
別添「建物配置図兼店舗棟1階及び駐車場棟1階平面図【変更後】」上、駐車場③	78台	
別添「建物配置図兼店舗棟1階及び駐車場棟1階平面図【変更後】」上、駐車場④	171台	
別添「駐車場棟2階・4階平面図【変更後】」上、駐	165台	

	<table border="1"> <tr> <td>車場⑤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>別添「店舗棟2階及び駐車場棟3階平面図【変更後】」上、駐車場⑥</td> <td>166台</td> </tr> <tr> <td>別添「駐車場棟2階・4階平面図【変更後】」上、駐車場⑦</td> <td>45台</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,078台</td> </tr> </table>	車場⑤		別添「店舗棟2階及び駐車場棟3階平面図【変更後】」上、駐車場⑥	166台	別添「駐車場棟2階・4階平面図【変更後】」上、駐車場⑦	45台	計	1,078台
車場⑤									
別添「店舗棟2階及び駐車場棟3階平面図【変更後】」上、駐車場⑥	166台								
別添「駐車場棟2階・4階平面図【変更後】」上、駐車場⑦	45台								
計	1,078台								
変更年月日	平成29年3月13日								
変更理由	駐車場計画の見直しのため								

2. 届出年月日

平成28年7月12日

3. 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び宇多津町まちづくり課
縦覧期間	平成28年8月1日から平成28年12月1日まで

4. 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成28年12月1日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び宇多津町まちづくり課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ